

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する ガイドライン，条例及び要綱の適用を受ける区域と概要

【ガイドライン】（市内全域）

市内において，再生可能エネルギー発電設備の適正な設置の誘導を図るための指針となるガイドラインとして，設置禁止区域（条例で定める区域），設置を避ける区域，適正な設置を誘導するための配慮事項，設置手續に関する要綱の制定等に関することを定めます。

【条例】

（事業禁止区域）

筑波山・宝篋山について事業を禁止する区域を条例で定めます。

【要綱】

（条例による事業禁止区域を除く区域）

一定規模以上（太陽光：50kW以上，風力：高さ15mを超える設備が対象）の発電設備の設置に関して，事業計画の届出，事業の周知，関連法令等の事前確認等の必要な手續及び配慮事項等を定め適正な設置を誘導します。